

一般廃棄物処理施設の維持管理状況（令和7年度分）

令和7年6月4日現在

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、萩・長門清掃工場の維持管理に関する情報を公表します。

設 置 者	萩・長門清掃一部事務組合	施 設 名	萩・長門清掃工場
設置場所	山口県萩市大字山田12406番地	連 絡 先	(0838)- 24-5349

1. 処分した一般廃棄物（可燃ごみ）の量 ■規則 第4条の5の2第1項第1号 イ 関係

[illegible]

2. 燃焼室出口の排ガス温度、集じん器入口排ガス温度、排ガス中の一酸化炭素（CO）濃度（すべての日平均値の月平均値）■規則 第4条の5第1項第2号 ト、リ、ヲ 関係

[illegible]

3. 冷却設備（ガス冷却室）、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った日 ■規則 第4条の5第1項第2号 又 関係

項 目	1 号 炉	2 号 炉
冷却設備（ガス冷却室）	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。
排ガス処理設備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。

4. 排ガスの測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 力 関係

[illegible]